

令和4年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年9月6日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第45号 | 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第46号 | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第47号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第48号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第49号 | 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第50号 | 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第51号 | 令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第54号 | 令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第55号 | 令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
(提案説明、審議留保) |
| 日程第14 | 議案第56号 | 工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事） |

(提案説明、質疑、委員会付託)

日程第15 議案第56号 工事請負契約について(折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事)

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第57号 尾鷲市教育委員会委員の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第17 報告第7号 専決処分事項について(和解及び損害賠償の額の決定)

日程第18 報告第8号 令和3年度健全化判断比率及び令和3年度資金不足比率の報告について

日程第19 報告第9号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について

(報告、質疑)

○出席議員(10名)

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
5番	村田	幸隆	議員	6番	三鬼	和昭	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副市	長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		三鬼	基史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		濱田	一多朗	君
政策調整課参事		西村	美克	君

総務課長
 財政課長
 防災危機管理課長
 税務課長
 市民サービス課長
 福祉保健課長
 環境課長
 商工観光課長
 水産農林課長
 水産農林課調整監
 建設課長
 水道部長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長
 教育長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
 監査委員
 監査委員事務局長

竹平專作君
 岩本功君
 尾上廣宣君
 仲浩紀君
 湯浅大紀君
 山口修史君
 吉沢道夫君
 森本眞明君
 芝山有朋君
 丸茂亮太君
 塩津敦史君
 神保崇君
 佐野憲司君
 高濱宏之君
 出口隆久君
 森下陽之君
 平山始君
 高田秀哉君
 民部俊治君
 野地敬史君

○議会事務局職員出席者

事務局長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議事・調査係書記

高芝豊
 北村英之
 宮本朋実

〔開会 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） これより、令和4年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和4年第3回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」をはじめとする議案13件と、報告第7号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」をはじめとする報告3件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、三鬼和昭議員、7番、内山左和子議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月29日までの24日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月29日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から日程第13、議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました11議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和4年第3回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

おわせSEAモデル構想につきましては、平成30年8月24日におわせSEAモデル協議会を設立してから4年が経過し、その間、S・E・Aのそれぞれのプロジェクトにおいて鋭意検討を進める中で、多くの企業の皆様と意見交換を重ねるとともに、企業進出に向けての協議を積極的に行ってまいりました。

その結果、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の燃料第2ヤードでのグランピング施設開業に向けた企業進出が確定いたしました。本件については、先月26日に事業者と共に記者会見を行い、そして、同月30日の行政常任委員会で報告させていただいた次第でございます。本市への進出を決定していただいた事業者には大変ありがたく存じますので、共に発展していけるように連携、協力してまいりたいと考えております。また、今回の企業進出を大きな一つのきっかけとして、横展開につなげるためにも、企業誘致活動を精力的に推進してまいります。

しかしながら、この一大プロジェクトを成功に導くためには、まだまだ乗り越えるべき課題が山積していることも事実でありますので、今後も、尾鷲商工会議所、中部電力との連携を密にし、おわせSEAモデル構想の実現に向け、鋭意取組を進めてまいります。

また、事業進捗につきましては、その都度、行政常任委員会において共有させていただきますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

本年7月以降、オミクロン株BA.5により全国的に感染者数が急増している

中、県におきましては、7月28日には、1日当たりの感染者数が初めて3,000人を超え、さらに、8月に入り、病床使用率が50%を超えたことから、B.A. 5対策強化宣言を発出いたしました。

また、この宣言以降においても、感染者数の高止まりや、病床使用率が60%を超える日もあり、医療体制は厳しい状況が続いており、今月4日まで宣言が延長されておりました。しかしながら、この延長後も過去最多となる新規感染者が発生しており、直近では新規感染者数の減少傾向は見られるものの、病床使用率は依然高い水準で推移していることから、今月11日まで宣言が再度延長されております。本市におきましても、7月初旬より2か月にわたり感染者が確認されており、特に8月以降はほぼ連日2桁を数える状況でございます。

市民の皆様におかれましては、高齢者等、重症化リスクの高い方や同居家族の方のみならず、若い世代の方を含めた全ての皆様に、感染対策の徹底に引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナワクチンにつきましては、3回目を完了した60歳以上の約75%が4回目接種を完了しており、新たに対象者となった医療従事者、高齢者施設等従事者につきましても、7月下旬より順次接種を進めております。

今後、オミクロン株に対応したワクチン接種につきまして、国の方針及びワクチンの供給量に基づき、市民の皆様へ安全安心かつ速やかに接種していただけるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会の御協力の下、今月下旬からの開始を目指し鋭意進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

6月末の病院長の退職に伴い、内科医師が1人減少するとともに、平成21年から13年もの間続いておりました、バディホスピタル制度による伊勢赤十字病院からの内科医師の派遣も派遣できる常勤医がいなくなったとのことで6月末で中止となり、7月からは常勤の内科医師が2人減少いたしました。

当院におけるこのような危機的な状況の中、三重大学、伊勢赤十字病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院から温かい御支援をいただき、日々の診療体制と救急医療を何とか維持すべく取り組んでおります。

しかしながら、このままでは診療体制の維持も困難であるとともに、病院運営においても非常に厳しいことから、整形外科の常勤医の確保に加え、内科の常勤医の確保にも全力を注ぎ、三重大学医学部の医局からの派遣のみならず、全国からの公募も視野に入れ、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

また、総務省から、来年度、新改革プランの見直しに当たる経営強化プランの策定を求められておりますので、今後の病院経営の見直し、病院規模の適正化、診療体制の再構築等を視野に入れ、プランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新墓地造成工事の進捗状況についてであります。

折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事につきましては、請負業者が決定し、先月10日付で仮契約を締結したところであります。新墓地造成工事の本契約の締結に向けて、本定例会におきまして、議会の議決に付すべき契約事項として議案を上程させていただいております。今後とも、都市計画道路尾鷲港新田線の早期供用に向け、引き続き、地元の皆様や関係団体各位の御協力をいただきながら、県と一体となって円滑に墓地移転を進めるとともに、良好な墓地環境の形成に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。

市民一人一人が防災や減災に関する意識を高めることを目的とした市民総ぐるみの尾鷲市総合防災訓練については、毎年実施しておりますが、各防災関係機関相互の連携を強化し、顔の見える関係の構築を目的とした防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大以降において、令和2年度から実施を見送ってまいりました。

この各防災関係機関との合同訓練を3年ぶりに、地元行野浦の皆様の御理解と多大な御協力をいただきながら、去る6月26日に開催することができました。警察、消防、自衛隊、海上保安部等、19機関の約200人が参加し、情報伝達訓練や救出・救助訓練などを実施したことで、いつ起こるか分からない災害への備え、災害対応力の向上及び防災関係機関相互の連携を確認することができました。

また、来月23日には三重県総合防災訓練が、尾鷲三田火力発電所跡地をメイン会場として、紀北町、大紀町、南伊勢町の1市3町で行われることとなりました。この訓練では、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、国、救助機関、関係機関等との連携強化や、三重県広域受援計画に基づく物資輸送の検証を目的とし、県や関係機関と調整を図り、より実践を重視した様々な訓練を実施することにより、地域防災力の強化を図ってまいります。

次に、本市の4大イベントについてであります。

まず、おわせ市民花火～がんばろらい尾鷲～についてであります。

先月6日に開催されました、おわせ市民花火につきましては、あいにく突然の雨に見舞われましたが、イタダキ市も含めた延べ約1万5,000人の市民の皆様、市外からお見えの皆様に3年ぶりの花火を楽しんでいただきました。

メインとなる大花火については、上空の風も味方し、迫力満点の大仕掛けが夏の夜空を彩るなど、当日御来場いただいた皆様に大変喜んでいただけたものと感じております。これも、市民の皆様、そして、企業、事業所各位の御理解による御協賛と、開催に御尽力いただいたおわせ港まつり実行委員会やたくさんのボランティアの皆様の御協力のおかげであり、改めて敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、秋のイベントとして、おわせ海・山ツーデーウォーク、全国尾鷲節コンクール、尾鷲磯釣大会につきましては、実行委員会の皆様、関係者の皆様と開催の準備を進めております。いまだに新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、今年こそはと楽しみにしている皆様に元気と喜びを届けられるよう、しっかりと感染対策を講じながら取り組んでまいりますので、奮っての御参加のほどお願い申し上げます。

次に、教育行政の推進についてであります。

教育行政を取り巻く環境については、近年、グローバル化の進展や、人工知能やビッグデータを活用した技術革新、少子高齢化の進行等により、社会情勢が一層激しく変化しております。また、人生100年時代を迎えようとする中で、市民が豊かな人生を送るためにも、生涯を通じた学びの重要性も増しております。

このような状況下、次代を担う子供たちが、社会の変化を前向きに捉え、様々な課題に対して自ら考え判断し、主体的に取り組んでいけるよう育てていくことが重要であります。これらの問題、変化に対応するためにも、これまで以上に教育行政に求められる役割がますます重要視されることと認識しております。

そういった中、本市では、子供は地域の宝物、育てる、守るは地域の役割と標榜しているように、地域全体でその取組をさらに推進していかなければならないと考えております。そのためには、牽引する組織と人材を充実させることは言うまでもありません。

また、教育行政のバイブルとも言うべく教育大綱、教育ビジョンは、本年度末で計画期間が満了となるため、本年度中に新たに見直し策定していくべく、現在、鋭意取り組んでいるところであります。

第7次尾鷲市総合計画に掲げるまちの将来像、「住みたいまち 住み続けたい

まち おわせ」の実現を目指すまちづくりの基本目標の一つである「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」に向けて、教育委員会の果たすべき役割は大変大きなものであります。

教育部門における施策分野の目指す姿についての基本理念や基本方針を示す教育大綱の策定案につきましては、本定例会の行政常任委員会において報告をさせていただきます。

また、教育ビジョンにつきましては、7月に策定委員会を立ち上げ、就学前教育、学校教育、生涯教育の三つの部会を設けて、計画の策定に向けた協議を現在行っておりましております。

今後も、次代を担う子供たちが、未来に向けて夢や希望を持ち、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと学び、活動を続けられる環境づくりを目指してまいります。

次に、財政健全化の取組についてであります。

本市の財政状況は、主な自主財源である市税収入の減少傾向が続いており、地方交付税についても、本年度の普通交付税と臨時財政対策債の合算額を前年度の当初算定額と比較すると約1億2,800万円の減少となるなど、今後も歳入、一般財源は減少傾向で推移するものと予測されます。

こうした歳入の傾向は、昨年12月にお示しした財政収支見通しにおいても明らかにしているところではありますが、一方で、本市には各種行政課題が山積している状況であり、それらを1歩ずつ着実に進め、住みたいまち、住み続けたいまちをつくっていくことが必要であります。

したがいまして、今後におきましても、市民サービスの向上と財政健全化の双方のバランスを十分に考慮した適切な行財政運営になお一層努めてまいり所存であります。

なお、令和3年度の地方財政状況調査、すなわち決算統計においては、財政構造の弾力性を表す経常収支比率が前年度の98.8%から89.6%に改善、また、後ほど報告させていただきます健全化判断比率においても、実質公債費比率、将来負担比率が前年度より改善しており、これらは地方交付税等の増額の影響が大きな要因ではありますが、本市の財政健全化の取組効果も少なからず表れてきているのではないかと判断しているところであります。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、寄附窓口増設やマーケットの拡大等に取り組んだ結果、

平成29年度以降、毎年増加を続けており、令和2年度に続き、令和3年度におきましても寄附額4億円を突破し、寄附件数2万9,618件、寄附金額4億390万4,000円となっております。

寄附額が増えた要因はたくさんありますが、中でも事業所様の協力により、様々な返礼品の新規開発や既存返礼品のブラッシュアップを行うことで尾鷲の魅力がさらに寄附者の皆様に伝わったものと確信しております。

また、ふるさと納税は、地域の課題を解決したり、新たなチャレンジをしたり、関係・交流人口につなげたり、その活用次第でこの地域の未来を変える可能性を持つ制度であります。ふるさと納税の価値を最大限活用し、全国から届いた寄附者の皆様の願いや思いをしっかりと受け止め、活用事例を丁寧に情報発信し、共感していただけるよう、ふるさと納税事業をさらに推進してまいります。

それでは、今回提案しております議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの11議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第46号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和等、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、非常勤を含めた職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための措置として条例の一部を改正するものであります。

次に、7ページを御覧ください。

議案第47号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から10ページの議案第50号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について一括して説明いたします。

お手元に配付の一般会計補正予算（第6号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億9,030万4,000円、国民健康保険事業会計で1,651万7,000円、後期高齢者医療事業会計で569万3,000円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳入で1億4,342万円、歳出で1億4,433万7,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を含めた予算総額を195億8,256万4,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款地方特例交付金189万5,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により5,437万8,000円を増額するものであります。

14款国庫支出金1,375万1,000円の増額は、戸籍システム改修業務に対する社会保障・税番号システム整備費補助金929万7,000円及び母子生活支援施設入所措置費国庫負担金163万5,000円のそれぞれ追加が主なものであります。

15款県支出金112万円の増額は、母子生活支援施設入所措置費県負担金81万8,000円の追加が主なものであります。

18款繰入金573万9,000円の増額は、主なものとして、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金249万円及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から235万円、後期高齢者医療事業会計から18万7,000円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款繰越金3億3,912万1,000円の増額は、令和3年度決算に伴う繰越金であります。

21款市債2,570万円の減額は、臨時財政対策債発行可能額の確定による2,850万円の減額のほか、各事業に対する過疎債等の充当額の増減でありました。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページを御覧ください。

総務費の財産管理費は、基金積立金として、今補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 1,744 万 6,000 円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。また、戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム改修業務委託料 929 万 8,000 円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、児童措置費で、母子生活支援施設入所措置費 327 万円の増額が主なものであります。

5 ページを御覧ください。

衛生費は、予防費で、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の過年度精算金 6,326 万 3,000 円の追加であります。塵芥収集費で、本年度中の購入ができなくなったことによる 2 トンパッカー車購入費 758 万 1,000 円の皆減、また、塵芥処理施設費では、燃料費調整単価の高騰に伴う清掃工場光熱水費 1,058 万 5,000 円の増額及び清掃工場トラックスケールの故障に伴う修繕料 324 万 5,000 円の増額であります。

農林水産業費は、林道開設改良費で、森林環境譲与税を活用して実施する林道大根須賀利線法面改良工事請負費 400 万円の追加であります。

商工費は、観光費で、夢古道の湯ドライサウナの故障に伴う修繕料 165 万円の増額であります。

土木費では、公園費で、みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業として、立木伐採業務委託料 302 万 1,000 円の追加であります。

教育費は、教育振興費で、尾鷲小学校給食施設整備に伴う給食停止期間中の昼食代について、扶助費受給者への代替措置として就学援助費用補助金 55 万 3,000 円の追加、同額を扶助費の給食費から減額するものであります。また、天文科学館費で、天文科学館 3 階ドーム空調機の故障に伴う修繕料 24 万 2,000 円の増額であります。

公債費は、令和 3 年度起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で 71 万 7,000 円の増額、公債費利子で 44 万 3,000 円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページを御覧ください。

追加 2 件は、尾鷲市斎場指定管理料及び小学校電気保安管理業務委託（追加分）で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

7 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,651万7,000円を追加し、歳入歳出総額を20億7,860万4,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,651万7,000円の増額であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料として29万7,000円、基金積立金で、財政調整基金積立金1,341万4,000円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として45万6,000円の追加及び事業費等の精算による一般会計繰出金235万円の増額により、合わせて280万6,000円の増額であります。

8 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は569万3,000円を追加し、歳入歳出総額を6億7,275万円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金569万3,000円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金550万6,000円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金18万7,000円の増額であります。

9 ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち収入で、業務予定量である入院患者数が年間延べ1万6,679人の減少により、入院収益6億1,663万3,000円、外来患者数が年間延べ4,598人の減少により、外来収益が9,071万6,000円、その他医業収益1,188万2,000円がそれぞれ減額となり、医業収益で7億1,923万1,000円を減額するものであります。

医業外収益は、5億7,581万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策補助金5億7,580万8,000円、国県補助金長期前受金戻入3,000円をそれぞれ増額するものであります。

支出では、医業費用1億2,923万3,000円の減額で、支払い実績等に基づく材料費1億4,300万円の減額、光熱水費、委託料等の実績に伴う経費1,565万9,000円の増額、減価償却費189万2,000円の減額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の減額等により1,510万4,000円を減額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負

担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

次に、議案書に戻りまして、11ページを御覧ください。

議案第51号「令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から13ページの議案第53号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、14ページの議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と15ページの議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（三鬼基史君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（三鬼基史君） それでは、議案第51号「令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第53号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、令和3年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1ページを御覧ください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の119億2,070万4,000円に対し、歳入決算額は117億5,935万7,896円、予算現額に対する収入率は98.6%であります。歳出決算額は114億1,662万4,908円で、執行率は95.7%となり、歳入歳出差引残額は3億4,273万2,988円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の23億904万4,000円に対し、歳入決算額は23億259万3,391円、予算現額に対する収入率は99.7%であります。歳出決算額は22億8,607万4,

828円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は1,651万8,563円です。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億7,460万円に対し、歳入決算額は6億7,684万5,538円、予算現額に対する収入率は100.3%であります。歳出決算額は6億7,115万2,062円、執行率は99.4%、歳入歳出差引残額は569万3,476円です。

以上、令和3年度の決算総額は、予算現額149億434万8,000円に対し、歳入決算額は147億3,879万6,825円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。歳出決算額は143億7,385万1,798円、執行率は96.4%、歳入歳出差引残額は3億6,494万5,027円です。

次に、2ページを御覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が361万円でございますので、これを差し引いた3億3,912万2,988円が実質収支額となり、令和4年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額361万円は、6月6日に開会されました令和4年第2回定例会の報告第6号にて報告させていただきました令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億8,736万1,000円の財源内訳における一般財源分であります。特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページを御覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、予算現額19億2,845万9,000円に対し、調定額は20億6,218万9,208円、収入済額は19億7,563万6,540円、一般会計収入済額全体（構成比）の16.8%を占めております。前年度との比較は2,113万9,210円の減少となっており、その主な要因は、固定資産税及び都市計画税の減収であります。不納欠損額は456万2,647円、前年度との比較は203万8,064円の増加であります。収入未済額は8,199万21円、前年度との比較は2,534万3,973円の減少であり、収納率は95.8%であ

ります。

2 款地方譲与税の収入済額は 7,871 万 8,000 円、前年度との比較は 84 万 6,000 円の増加であります。

3 款利子割交付金の収入済額は 150 万 2,000 円、前年度との比較は 63 万 1,000 円の減少であります。

4 款配当割交付金の収入済額は 1,475 万 3,000 円、前年度との比較は 485 万 7,000 円の増加であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1,597 万 3,000 円、前年度との比較は 528 万 5,000 円の増加であります。

6 款法人事業税交付金の収入済額は 2,591 万 3,000 円、前年度との比較は 1,529 万 8,000 円の増加であります。

7 款地方消費税交付金の収入済額は 4 億 2,890 万 5,000 円、前年度との比較は 2,824 万円の増加であります。

8 款環境性能割交付金の収入済額は 592 万 845 円、前年度との比較は 6 万 5,532 円の増加であります。

次に、5 ページ、6 ページを御覧ください。

9 款地方特例交付金の収入済額は 2,237 万 6,000 円、前年度との比較は 1,098 万 2,000 円の増加であります。これは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増が主な要因であります。

10 款地方交付税の収入済額は 42 億 8,338 万 7,000 円、一般会計収入済額全体の 36.4% を占めております。前年度との比較は 4 億 1,052 万 8,000 円の増加であります。

11 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 152 万 1,000 円、前年度との比較は 24 万 9,000 円の減少であります。

12 款分担金及び負担金の収入済額は 6,245 万 2,633 円、前年度との比較は 1,526 万 4,230 円の減少であります。収入未済額は 177 万 7,280 円、これは保育所入所保護者負担金であります。

13 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 1,205 万 4,936 円、前年度との比較は 124 万 5,238 円の減少であります。不納欠損額は 3 万 1,100 円で、し尿処理手数料過年度分であります。収入未済額は 869 万 4,600 円、主なものは、市営住宅使用料が 843 万 6,100 円、し尿処理手数料が 25 万 8,500 円であります。

14 款国庫支出金の収入済額は18億8,961万1,320円、前年度との比較は14億7,304万492円の減少であります。これは主に総務費国庫補助金の減少によるものであります。

15 款県支出金の収入済額は5億5,399万5,155円、前年度との比較は921万3,569円の減少であります。これは主に農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

次に、7、8 ページを御覧ください。

16 款財産収入の収入済額は2,941万6,422円、前年度との比較は1,059万8,274円の減少であります。これは不動産売払収入等の減少によるものであります。

17 款寄附金の収入済額は4億6,377万1,207円、前年度との比較は3,393万6,106円の増加であります。これは地方創生応援寄附金による総務費寄附金の増加が主な要因であります。

18 款繰入金の収入済額は7億3,505万410円、前年度との比較は3億9,208万1,899円の減少であります。これは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金の減少が主な要因であります。

19 款繰越金の収入済額は3億1,100万6,786円で、前年度との比較は1億1,783万190円の増加であります。

20 款諸収入、収入済額は2億559万3,642円、前年度との比較は4,782万6,055円の増加であり、受託事業収入の農林水産業費受託事業収入の皆増が主な要因であります。収入未済額は1,094万6,005円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が47万5,000円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が1,029万1,453円であります。

21 款市債の収入済額は5億4,180万円、前年度との比較は4億3,090万円の減少であります。これは総務債の減少によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額119億2,070万4,000円に対しまして、調定額118億6,735万9,549円、収入済額は117億5,935万7,896円、前年度との比較は16億7,866万9,029円の減少となり、不納欠損額は459万3,747円、収入未済額は1億340万7,906円、収入未済額の主なものは市税であります。歳入全体の予算に対する収入割合は98.6%、調定に対する収入割合は99.0%であります。

一般会計の歳入款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に、予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから34ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9ページ、10ページを御覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億327万5,980円、前年度との比較は1,176万1,140円の減少であります。この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。執行率は94.4%であります。

2款総務費は、支出済額27億4,788万928円、前年度との比較は20億3,837万2,915円の減少であります。主な要因は、総務管理費における諸費の減少によるものであります。翌年度繰越額489万円は、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業132万円、住民基本台帳システム改修業務357万円であります。執行率は97.6%であります。

3款民生費は、支出済額37億1,206万4,903円、前年度との比較は3億9,237万7,693円の増加であります。この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の増加によるものであります。翌年度繰越額1億200万5,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億円、子育て世帯等臨時特別支援事業200万5,000円であります。執行率は94.5%であります。

4款衛生費は、支出済額15億9,133万6,891円、前年度との比較は1億3,849万6,962円の増加であります。この主な要因は、保健費における予防費の増加によるものであります。執行率は97.3%であります。

次に、11、12ページを御覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額3億1,901万5,861円、前年度との比較は2,393万274円の増加であります。この主な要因は、山林事業費の増加によるものであります。翌年度繰越額は、水産基盤ストックマネジメント事業1,579万6,000円あります。執行率は91.3%であります。

6款商工費は、支出済額3億3,170万5,426円、前年度との比較は4,301万9,094円の減少であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。執行率は91.0%であります。

7款土木費は、支出済額3億9,188万8,205円、前年度との比較は2,860万1,409円の増加であります。この主な要因は、都市計画費の増加によるものであります。翌年度繰越額6,324万円は、トンネル長寿命化修繕事業5,080万円、急傾斜地崩壊対策事業1,244万円であります。執行率は85.0%であります。

8款消防費は、支出済額4億8,670万2,036円、前年度との比較は1,042万4,951円の増加であります。この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。執行率は98.5%であります。

9款教育費は、支出済額6億3,168万514円、前年度との比較は3,140万9,994円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。翌年度繰越額は、向井小学校屋内消火栓ポンプ改修事業143万円であります。執行率は95.2%であります。

次に、13、14ページを御覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額17万8,200円、前年度との比較は4,043万4,900円の減少であります。この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の減少によるものであります。執行率は5.9%であります。

11款公債費は、支出済額11億89万5,964円、前年度との比較は1億3,922万8,477円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額119億2,070万4,000円に対し、支出済額は114億1,662万4,908円で、前年度との比較は17億1,039万5,231円の減少であります。翌年度繰越額は1億8,736万1,000円、不用額は3億1,671万8,092円、執行率は95.7%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を35ページから42ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和3年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。15、16ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。19、20ページは、平成19年度から令和3年度までの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、

広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたものですので、後ほど御参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページを御覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億7,091万7,000円に対し、調定額は4億6,698万4,431円、収入済額は3億7,990万1,811円、本特別会計収入済額全体の16.5%を占めております。前年度との比較は2万2,661円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は100万9,750円、前年度との比較は31万1,276円の減少であります。収入未済額は8,607万2,870円、前年度より46万8,066円の減少であります。収入率は102.4%、収納率は81.3%であります。

2款県支出金は、収入済額16億6,654万5,376円、本特別会計収入済額全体の72.4%を占めております。前年度との比較は2,949万3,781円の増加であります。この主な要因は、普通交付金の増加によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8,000円であります。

4款繰入金は、収入済額2億1,044万4,418円、前年度との比較は474万8,730円の減少であります。この主な要因は、保険基盤安定繰入金の減少であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金4,145万8,215円であります。

6款諸収入は、収入済額369万9,571円、主に一般被保険者延滞金の収入であります。前年度との比較は111万5,366円の減少であります。収入未済額の6万9,123円は一般分医療費返納金であります。

7款国庫支出金は、収入済額53万6,000円、国民健康保険災害等臨時特例補助金の収入であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額23億904万4,000円に対し、調定額23億8,974万5,134円、収入済額23億259万3,391円、不納欠損額100万9,750円、収入未済額8,614万1,993円であります。収入率は99.7%、収納率は96.3%であります。

次に、23、24ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 5,176 万 3,282 円、前年度との比較は 232 万 5,041 円の減少であります。執行率は 95.6%であります。

2 款保険給付費は、支出済額 16 億 1,062 万 6,247 円、支出済額全体の 70.5%を占めております。前年度との比較は 5,799 万 6,843 円の増加であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の増加によるものであります。執行率は 98.9%であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 5 億 1,238 万 8,877 円、前年度との比較は 3,346 万 673 円の減少であります。この主な要因は、一般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。執行率は 99.9%であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 30 円であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2,722 万 373 円、前年度との比較は 24 万 4,512 円の増加であります。この主な要因は、疾病予防費の増加によるものであります。執行率は 90.4%であります。

6 款基金積立金は、支出済額 6,081 万 5,000 円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 1,687 万 9,000 円の増加であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26 ページを御覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 2,326 万 1,019 円、前年度との比較は 871 万 5,424 円の増加であります。この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。執行率は 97.0%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額 23 億 904 万 4,000 円に対しまして、支出済額 22 億 8,607 万 4,828 円、前年度との比較は 4,804 万 9,855 円の増加であります。不用額は 2,296 万 9,172 円、執行率は 99.0%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、43 ページから 46 ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

27、28 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、予算現額 2 億 1,424 万 3,000 円に対し、

調定額は2億2,108万1,544円、収入済額は2億1,749万2,347円、本特別会計収入済額全体の32.1%を占めております。前年度との比較は321万1,096円の増加であります。この主な要因は、特別徴収・普通徴収保険料の増加によるものであります。収入率は101.5%、収納率は98.3%であります。不納欠損額は102万6,967円、収入未済額は256万2,230円であります。

2款繰入金の収入済額は4億3,582万9,261円、前年度との比較は1,035万7,714円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は549万6,869円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は1,802万7,061円、前年度との比較は1,800万7,261円の増加であります。この主な要因は、前年度精算金の皆増によるものであります。国庫支出金については、収入はありませんでした。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億7,460万円に対し、調定額は6億8,043万4,735円、収入済額は6億7,684万5,538円、不納欠損額102万6,967円、収入未済額256万2,230円、収入率は100.3%、収納率は99.4%となりました。

次に、29、30ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は820万8,961円、前年度との比較は14万3,465円の減少で、執行率は95.7%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は6億4,465万1,573円、支出総額の96.1%を占めております。前年度との比較は2,031万5,866円の増加で、この主な要因は、療養給付費負担金の増加によるものであります。執行率は99.6%であります。

3款諸支出金の支出済額は1,829万1,528円、前年度との比較は1,193万5,167円の増加で、この主な要因は、一般会計繰出金の増加であります。執行率は95.6%であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額6億7,460万円に対しまして、支出済額6億7,115万2,062円、不用額344万7,938円、執行率は99.4%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、47、48ページに記載してありますので、後ほど御参照ください。

以上、令和3年度尾鷲市一般会計及び二つの特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほど御参照ください。

なお、内容につきましては行政常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。

〔休憩 午前11時06分〕

〔再開 午前11時15分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして、御説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和3年度の病院稼働状況について御説明申し上げます。

令和3年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、1.業務量、(1)稼働状況を御覧ください。

令和3年度の入院の延べ患者数は、一般病床が3万4,738人、療養病床が1万2,595人、合計4万7,333人で、前年度と比較して4,754人減少しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して47.8%、地域包括ケア病棟の療養病床数56床に対して61.6%、全体の病床利用率は50.9%で、前年度の利用率と比較して5.1%の減となっております。外来の延べ患者数は8万5,686人で、前年度と比較して582人増加しております。

次に、20、21ページを御覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、内科で2,912人、産婦人科で155人、眼科で97人増加しておりますが、外科が2,813人、整形外科が4,875人、小児科が12人、皮膚科が23人、泌尿器科が195人減少しております。また、外来では、内科で120人、整形外科で2

05人、小児科で115人、産婦人科で57人、眼科で424人、精神科で9人、皮膚科で112人増加しておりますが、脳神経内科が147人、外科が21人、脳神経外科が96人、耳鼻咽喉科が55人、泌尿器科が138人、放射線科が3人減少しております。

それでは、令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

1、2ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益の予算額49億9,713万8,000円に対し、決算額は51億1,431万4,676円で、予算額に比べ1億1,717万6,676円の増であります。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額40億9,588万2,000円に対し、決算額は40億2,499万6,533円で、不用額は7,088万5,467円であります。

次に、3、4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予算額9億4,861万2,000円に対し、決算額は9億4,861万円で、予算額に比べ2,000円の減であります。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額11億63万2,000円に対し、決算額は10億8,785万2,912円で、不用額は1,277万9,088円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,924万2,912円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万2,096円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,707万816円で補填いたしました。

次に、5、6ページの損益計算書を御覧ください。

1、医業収益は31億8,998万8,652円、2、医業費用は37億8,772万3,995円で、医業損失は5億9,773万5,343円あります。

3、医業外収益は19億1,308万782円、4、医業外費用は2億3,045万484円で、医業外収支は16億8,263万298円あります。この額から医業損失を差し引いた10億8,489万4,955円が経常利益であります。

5、特別利益は77万3,560円、6、特別損失は4万1,000円で、経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は10億8,562万7,515円

であります。これに前年度繰越欠損金 23 億 4,884 万 8,741 円を加えた当年度未処理欠損金は 12 億 6,322 万 1,226 円となり、この額を翌年度に繰越しするものであります。

次に、7、8 ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の 2 億 85 万 6,095 円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ 3,130 万 9,412 円、1,827 万 6,650 円、1 億 6,696 万 3,762 円であります。その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金 1,173 万 3,000 円により、当年度末残高は 26 億 2,103 万 421 円であります。これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は 28 億 3,758 万 245 円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益 10 億 8,562 万 7,515 円により、当年度末残高はマイナス 12 億 6,322 万 1,226 円であります。

次に、7 ページ下段の欠損金処理計算書を御覧ください。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は 2 億 85 万 6,095 円、資本剰余金の処分後残高は 28 億 3,758 万 245 円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス 12 億 6,322 万 1,226 円であります。

次に、9 ページから 11 ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9 ページ、資産の部を御覧ください。

1、固定資産の（1）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた 32 億 6,392 万 8,267 円であります。（2）無形固定資産は 327 万 9,200 円あります。（3）投資その他の資産は 545 万 2,660 円で、これら固定資産合計は 32 億 7,266 万 127 円あります。

次に、2、流動資産は、（1）現金預金、（2）未収金、（3）貯蔵品を合わせた流動資産合計 18 億 4,518 万 6,445 円あります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は 51 億 1,784 万 6,572 円あります。

次に、10 ページ、負債の部を御覧ください。

3、固定負債の（1）企業債は、令和 5 年度以降償還予定の企業債 18 億 9,881 万 7,419 円あります。（2）引当金は、退職給付引当金として本年

度までに計上した5億3,958万2,336円で、固定負債合計は24億3,839万9,755円であります。

4、流動負債の(1)一時借入金は、令和3年度に全額返済したことにより借入れはございません。(2)企業債は、令和4年度償還予定の3億8,349万5,111円であります。(3)未払金は1億6,455万1,227円あります。(4)引当金は、イ、賞与引当金、ロ、法定福利費引当金で、引当金合計は1億2,738万6,430円あります。(5)その他流動負債は1,501万5,859円で、流動負債合計は6億9,044万8,627円あります。

5、繰延収益は、収益化累計額を差引きした長期前受金が2億1,378万3,076円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は33億4,263万1,458円あります。

次に、11ページ、資本の部を御覧ください。

6、資本金は2億85万6,095円あります。

7、剰余金の(1)資本剰余金は、イ、受贈財産評価額、ロ、寄附金、ハ、国県補助金、ニ、その他資本剰余金を合計した28億3,758万245円あります。(2)欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の12億6,322万1,226円となり、これを資本剰余金から差し引いた15億7,435万9,019円が剰余金合計であります。資本金と剰余金を合わせた資本合計は17億7,521万5,114円、負債の部と合わせた負債資本合計は51億1,784万6,572円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上、議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(小川公明議員) 次に、水道部長。

[水道部長(神保崇君)登壇]

水道部長(神保崇君) 議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和3年度の水道事業の概況について御説明いたします。

令和3年度尾鷲市水道事業会計決算書の13ページを御覧ください。

令和3年度の給水戸数は9,067戸で、前年度に比べて121戸の減であり、普及率は99.9%でございます。年間総給水量は336万2,900立方メートル、前年度と比較すると給水量で10万2,942立方メートルの減、有収水量で2万5,451立方メートルの減となっております。ただし、有収率は増加しており、継続して実施している漏水修繕による漏水量の減少が主な要因と考えております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において、大曾根町、泉町、北浦東町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、賀田、三木里、曾根、須賀利地内の配水管布設替工事及び三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事、九鬼地内配水管改良工事、賀田第2加圧ポンプ場設備取替工事（機械設備）、賀田第1（南）浄水場設備取替工事（機械設備その1）を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益4億7,524万8,669円に対し事業費用4億5,010万270円で、差引き2,514万8,399円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略の説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額5億770万2,000円に対し、決算額は5億1,921万7,686円で、予算額を1,151万5,686円上回っております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額4億9,633万円に対し、決算額4億8,643万1,496円で、989万8,504円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額7,257万7,000円に対し、決算額は7,291万8,200円で、予算額より34万1,200円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額3億2,655万5,000円に対し、決算額は3億2,466万8,576円であり、不用額は188万6,424円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億5,175万376円は、下段に記述しておりますように、当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 7 5 3 万 4, 5 6 1 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9, 3 8 7 万 6, 9 0 3 円、減債積立金 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円で補填いたしました。

次に、5 ページの損益計算書を御覧ください。

営業収益 4 億 4, 1 3 8 万 5, 1 3 3 円から営業費用 4 億 8 9 9 万 8, 7 3 2 円を差し引いた 3, 2 3 8 万 6, 4 0 1 円が営業利益で、これに営業外収益 3, 3 8 6 万 3, 5 3 6 円を加え、営業外費用 4, 0 9 8 万 5, 7 2 2 円を減額しますと、経常利益は 2, 5 2 6 万 4, 2 1 5 円となります。この経常利益から特別損失 1 1 万 5, 8 1 6 円を減額した 2, 5 1 4 万 8, 3 9 9 円が当年度純利益となります。これに前年度繰越利益剰余金 3 億 3 7 万 2, 3 3 8 円と減債積立金の取崩しにより発生したその他未処分利益剰余金変動額 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を加えた 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6 ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金当年度末残高は 2 0 億 3, 4 0 7 万 9, 5 4 7 円となっております。剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度末残高と同額の 4, 6 8 2 万 3 8 8 円となります。

利益剰余金につきましては、減債積立金を 7, 0 0 0 万円積み立てて、補填財源として使用した 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を減額した 1 億 4, 5 1 9 万 6, 4 1 5 円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されております。

建設改良積立金は、前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円で、利益剰余金合計は 5 億 9, 7 4 9 万 2, 0 2 0 円となります。

次に、7 ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円のうち、減債積立金として 7, 0 0 0 万円を積み立てて、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を資本金へ組み入れ、残額の 2 億 5, 5 5 2 万 7 3 7 円を翌年度へ繰越しするものでございます。

次に、8 ページから 1 0 ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、8 ページの資産の部であります。固定資産は、有形固定資産から投資その他の資産までの合計で 4 8 億 2, 5 1 1 万 7, 2 4 8 円でございます。

流動資産は、現金預金からその他流動資産までの合計で6億9,083万8,221円で、資産合計は55億1,595万5,469円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3、固定負債は、企業債と引当金の合計で22億2,461万5,895円となります。流動負債は、企業債からその他流動負債までの合計2億7,974万5,388円となり、繰延収益3億3,320万2,231円を合わせた負債合計は28億3,756万3,514円となります。

次に、10ページの資本の部であります。資本金は20億3,407万9,547円となり、剰余金は、資本剰余金と利益剰余金の合計6億4,431万2,408円で、合わせた資本合計は26億7,839万1,955円となります。負債資本の合計は55億1,595万5,469円となり、8ページ下段、資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の13ページから30ページまで、決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第14、議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案書の16ページを御覧ください。

議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、先月10日付で仮契約を締結したところであり、本請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第56号は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査いただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、暫時休憩いたします。では、50分からといたします。

〔休憩 午前11時40分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15、議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、村田委員長。

〔5番（村田幸隆議員）登壇〕

5番（村田幸隆議員） 私ども行政常任委員会に付託をされました議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」、以上1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先刻、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、

慎重に審査いたしました結果、付託をされました1議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15、議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第57号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の17ページを御覧ください。

議案第57号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、森下龍美氏の任期が本年9月30日に任期満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している森下龍美氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、同氏におきましては、新たな教育大綱及び教育ビジョンの策定に向けて取り組んでいただいております。引き続き教育委員として任命いたしたいと考えておりますので、何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、議案第57号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数であります。よって、議案第57号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、報告第7号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」から日程第19、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」の報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。

報告第7号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」につきましては、市道上の事故による和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、22ページを御覧ください。

報告第8号「令和3年度健全化判断比率及び令和3年度資金不足比率の報告について」、説明いたします。

これにつきましては、本市の令和3年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。詳細につきましては、23ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、24ページの報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（平山始君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」、御報告いたします。

令和3年度事業報告及び決算の1ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和3年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。なお、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一部の評議員会、理事会が、通常の会議ではなく、関係者全員の同意の意思確認の上、みなし決議として、役員等が集まって決議することが省略されております。

次に、4ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計2万4,126人で、前年度と比べ約1万8,000人の増となっております。前年度と同様、緊急事態宣言等に伴う臨時休館のほか、貸館利用や自主事業等の自粛もありましたが、令和3年度はワクチン接種会場としての利用等もあり大幅増となりました。

次に、5ページには催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページを御覧ください。

これは本振興会が主催及び共催した事業であります。講演会、映画上映など、計8回の事業を実施しております。

なお、事業計画において当初予定していた、せぎやま倶楽部の文化展、発表会、舞台技術講習会、夢舞台発表会等については、感染症対策のための活動自粛につき中止となりました。パフォーマンスショーについては、貸館利用料収入が見込みより大幅に増加したため、追加事業として開催いたしました。

次に、7ページ、貸借対照表を御覧ください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は4,340万4,401円で、II、負債の部では負債合計が178万4,533円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4,161万9,868円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①の基本財産運用益が1万6,400円で、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が674万6,129円で、内訳といたしまして、入場料収

益が46万8,400円、刊行物等販売収益が4万9,839円、これは自動販売機売捌手数料であります。貸館利用料収益は622万7,890円となっております。

次に、③の雑収益が550円、これは来館者のコピー代等で、次に④の管理受託収益4,745万8,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,422万1,079円となり、前年度と比較しますと284万3,708円の増額となります。増額の主な要因といたしましては、ワクチン接種会場等による貸館利用料収入の増額です。

次に、(2)経常費用の①事業費を御覧ください。このうち主な事業経費といたしましては、給料手当473万1,556円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金786万1,122円は職員3名分、福利厚生費202万8,432円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。光熱水費928万7,777円、賃借料93万1,715円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。委託費1,668万1,658円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費であります。事業費計は4,750万185円となります。増額の主な要因としましては、大ホールの利用増加に伴う光熱水費の増額、パフォーマンスショー開催に伴う委託費の増額です。

次に、②管理費を御覧ください。このうち主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金258万8,901円であります。次のページ、委託費129万2,958円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては5,372万4,008円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額49万7,071円が当期経常増減額となります。この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税7万2,000円を差し引いた42万5,071円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高4,119万4,797円を加えますと、一般正味財産期末残高は4,161万9,868円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額になります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、昨年度の公益比率は77.1%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするために文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。基本財産の定期預貯金3,000万円及び特定資産の普通預金699万545円は、御覧の金融機関に預貯金されております。

次に、13ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。Ⅰ、資産の部では、流動資産合計640万3,691円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は4,340万4,401円であります。Ⅱの負債の部では、負債合計が178万4,533円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,161万9,868円となります。

次に、15ページには、5月27日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日9月7日から9月11日までを休会とし、12日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時21分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員

(令和4年11月27日
三鬼和昭議員死去のため未署名)

署 名 議 員 内 山 左 和 子